

総務常任委員会

平成23年7月6日（水曜日）

総務常任委員会

平成23年7月6日（水曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成23年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 2 号 市の区域内の字の区域及び名称の変更について
- 議案第 9 号 専決処分の承認についてのうち本委員会所管事項（平成23年度旭市一般会計補正予算）
- 議案第11号 専決処分の承認について（東日本大震災の被災者に対する市税等の減免の特例に関する条例）
- 議案第12号 専決処分の承認について（東日本大震災の被災者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例）
- 議案第13号 専決処分の承認について（旭市税条例の一部を改正する条例）

出席委員（7名）

委員長	島田和雄	副委員長	飯嶋正利
委員	林正一郎	委員	林俊介
委員	柴田徹也	委員	太田将範
委員	大塚祐司		

欠席委員（なし）

委員外出席者（2名）

議長	林一哉	議員	景山岩三郎
----	-----	----	-------

説明のため出席した者（27名）

副市長	増田雅男	秘書広報課長	伊藤浩
-----	------	--------	-----

行政改革推進課長	林 清 明	総務課長	神原 房 雄
企画政策課長	米 本 壽 一	財政課長	加瀬 正 彦
被災室長	佐藤 一 則	市民生活課長	斉藤 馨
税務課長	花香 寛 源	消 防 長	佐藤 清 和
会計管理者	馬 淵 一 弘	その他担当員	16名
監査委員			

事務局職員出席者

事務局 長	堀 江 通 洋	事務局 次長	向 後 嘉 弘
主任 主事	飯 嶋 健 悟		

開会 午前10時 0分

○委員長（島田和雄） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

委員の皆様、職員の皆様には、東日本大震災発生以来、市民のために昼夜を問わず献身的なご尽力をいただきました。心から御礼を申し上げます。

災害に遭われ、避難所生活をされていた方々も、去る5月21日をもって地震発生以来70日目を持ちまして仮設住宅に移り住むことができました。工事関係者の皆様の努力もありまして、非常に迅速な対応であったと思われまます。

仮設住宅に移る前の避難所生活におきましても、私も3月11日に地震が発生以来1か月ほど、私の地元の海上公民館、最初は海上中学校、鶴巻小学校ですけれども、避難所に通いました。被災者の皆様の声を聞いたり、また、職員の皆さん、ボランティアの皆さんの支援の様子を見たり手伝ったりしたわけではありますが、避難されている方々の声を聞きますと、市の対応には満足しているといったような声がほとんどでありました。それだけ市のほうも急遽の対応の中で努力、工夫をされたのかなというふうに感じた次第であります。

今後は、復興計画をしっかりと作っていただきまして、着実な復興が果たせるように知恵を出し、力を合わせて頑張っていかなければなりません。よろしく願いいたします。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

なお、景山岩三郎議員より本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

また、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、併せてご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆様は、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 2分

(傍聴者入室)

再開 午前10時 2分

○委員長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、林議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（林 一哉） 皆さん、おはようございます。

総務常任委員会を開催していただきまして、心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。

本会議におきまして、総務常任委員会に付託いたしました議案は6議案であるわけでございます。総務常任委員会、もう総体というようなことで非常に大事な委員会でございますので、どうか十二分に審議をしていただきまして、ご理解を賜りますように私からもお願いを申し上げまして、簡単でございますけれども、あいさつに代えさせていただきます。

本日は、大変ご苦勞さまでございます。

○委員長（島田和雄） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、増田副市長よりごあいさつをお願いいたします。

副市長。

○副市長（増田雅男） おはようございます。

本日は、総務常任委員会の開催、大変ご苦勞さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、議案第1号、平成23年度一般会計補正予算の議決について、議案第2号、市の区域内の字の区域及び名称の変更について、議案第9号、平成23年度一般会計補正予算の専決処分の承認について、議案第11号、東日本大震災の被災者に対する市民税等の減免の特例に関する条例の専決処分の承認について、議案第12号、東日本大震災の被災者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例の専決処分の承認について、議案第13号、旭市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての6議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方のご質問に対しましては、簡潔に答弁するよう努めてまいります。何とぞ全議案可決くださいますよう、よろしくごお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

本日はご苦勞さまでございます。

○委員長（島田和雄） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（島田和雄） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る6月27日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成23年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2号、市の区域内の字の区域及び名称の変更について、議案第9号、専決処分の承認についてのうち本委員会所管事項について、議案第11号、専決処分の承認について、議案第12号、専決処分の承認について、議案第13号、専決処分の承認についての6議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、財政課より議案第1号、平成23年度旭市一般会計補正予算（第2号）につきまして、若干の補足説明を申し上げます。

これは確認になりますが、1ページをお願いいたします。

補正予算の規模でございます。歳入歳出予算の総額に、それぞれ6億2,800万円を追加いたしまして、予算総額を306億9,200万円とするものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

今回の補正財源といたしまして、国県補助金のほかに繰越金を9,538万9,000円計上しております。繰越金の補正後予算額は6億3,968万6,000円となるものでございます。

市長の政務報告でも申し上げましたとおり、22年度決算見込みで繰越金が現計予算計上額より多く見込まれることから、その一部を財源としてここに計上しております。

そのほかの内容につきましては、本会議で補足説明申し上げておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○委員長（島田和雄） 総務課長。

○総務課長（神原房雄） では、議案第1号の中の総務課所管について、1点補足説明を申し上げます。

補正予算書の9ページをお願いいたします。

歳出の一番上でございますが、一般管理費、説明欄1の庁舎改修事業ということで、15節工事請負費598万5,000円につきましては、飯岡支所内の改修工事でございます。このたびの震災で消防署飯岡分署庁舎が被害に遭いまして、執務困難ということになりましたので、飯岡支所に飯岡分署を移設するための費用ということでございます。

以上です。

○委員長（島田和雄） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 企画政策課所管の事業について、2点ほど補足説明を申し上げたいと思います。

今日お配りしてございます資料の中に「国と県の液状化被害の救済策」という表が入った資料があります。

それでは、予算書7ページをお開きください。

6目土木費県補助金、説明欄の1番、被災者住宅再建支援事業費補助金、これは10分の10ですから県の100%の補助事業であります。

予算書をめくってもらいまして、今度は歳出のほうを見ていただきたいと思います。

10ページの中段です。説明欄1、被災者住宅再建支援事業4億2,825万円という数字がございます。これについて、先ほどの表と併せて見ていただきたいと思います。

国の支援策は、大規模半壊以上の世帯に支援金を支給しております。県も新たに国の支援金にないところを支援金を支出するということになったわけでありまして。それが先ほどの歳入のところで見てもらった数字と、支出のほうのこの数字の金額であります。

また、この表を見てもらいたいと思いますけれども、右の下に「県の独自支援策での支給額」というのがあります。

一番上「傾き・沈降が国の基準以下で家屋を解体した場合」は、具体的に言いますと、一部損壊で解体した場合には100万円をとという制度であります。ところが、一部損壊で解体するということは、ほとんどないと思います。

それから2番目「家屋をジャッキで持ち上げるなどして地盤修復した場合」は、ジャッキアップした、地盤を修復した場合に100万円が出ますよという制度です。

3つ目の「半壊で、解体せずに修復する場合」には、液状化だけではなくて、津波でも揺れによって半壊した場合に修復に使えるという25万円の制度であります。

具体的に数字を申し上げます。一番上の一部損壊の解体の100万円と2番目のジャッキア

ップして修復する場合の100万円、合わせて375世帯分を見込みました。これで3億7,500万円です。一番下の25万円の根拠は、213世帯を見込みました。5,325万円です。合わせた数字が予算書の数字となっておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それともう1点です。予算書の9ページをご覧くださいと思います。

8目電子計算費です。説明欄1番、広域情報ネットワーク運用事業2,767万8,000円であります。これは地震によって被害のあった電柱に取り付けてある光ケーブルの移設に伴う経費であります。光ケーブルの敷設されている被害のあった電柱は493本としまして、そのうちの200本を見込んだ数字等でございます。

以上で企画政策課の所管する説明を終わりにします。

○委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

林委員。

○委員（林 正一郎） 10ページ、住宅支援というので被災者住宅再建資金利子補給事業2,083万4,000円は、どのくらいの利子補給をするのかお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（島田和雄） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） せっかくのご質問でございますが、ここは管轄外というか、説明欄の1番のほうは企画政策課ですけれども、2番のほうは都市整備課の所管になりますので、よろしく申し上げます。

○委員長（島田和雄） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 確かにこれは都市整備課のほうで予算を盛ったものでございます。

これにつきましては、限度の利率2%を想定しております。システムとしては、1%以上の利子補給を実施する場合、県が1%持つということでありまして、県が1%ということでもございましたので、市のほうも1%持ちたいということで、2%の利子補給をすることとしております。これにつきましては、県のほうが借入れについて500万円というのを1つ基準として設けておりますので、その部分の2%、250戸を想定いたしまして、年度が少し過ぎておりますので、12分の10月分ということでこの数字を計上しております。

以上でございます。

○委員長（島田和雄） 林委員。

○委員（林 正一郎） 何年間ですか。500万円ですから、1年借りて1年で払えるわけでは

ないわけですから、5年間とか10年間とかローンになると思うんですが。お願いします。

○委員長（島田和雄） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、予算書の4ページを見ていただきたいんですけども、今回、債務負担行為の補正ということで、ここに年次を載せてございます。年次が途中になりますので、一応5年間という区切りがあるんですけども、23年から29年度までということで、足かけ6年になります。実質5年。まる5年ということです。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑ありますか。

柴田委員。

○委員（柴田徹也） ちょっとお尋ねいたします。先ほど説明をいただきました9ページの一般管理費の飯岡分署を支所内に移設すると。これは海上でもやりましたけれども、支所に造ってある建物を消防の分署に使える——飯岡はちょっとわからないんですけども、どのような工事をするんでしょうか。

○委員長（島田和雄） 柴田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 飯岡支所の中に、今、職員食堂があります。その職員食堂の部分57平米を分署の司令室と。その隣に畳の仮眠室もありますので、含めての部分として消防分署として活用するというふうに考えております。

（発言する人あり）

○総務課長（神原房雄） 車庫については、南西のほうにございます。

以上です。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第2号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 議案第2号につきましては、富浦地区の土地改良事業の完了に伴う字の区域及び名称の変更でありまして、本会議で説明したこと以外に特に補足して説明することはございませんので、よろしく願いいたします。

○委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第2号について、質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(島田和雄) 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長(加瀬正彦) それでは、議案第9号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

専決処分の内容でございますが、平成23年度旭市一般会計補正予算(第1号)の内容でございます。東日本大震災に伴う公共施設等の災害復旧費、それと被災者支援のための事業並びに災害廃棄物処理事業について、早急に実施する必要があったことから、5月6日に専決処分を行っております。

予算書の1ページでございます。総額を記載してございます。

補正予算の規模でございます。歳入歳出予算の総額に、それぞれ32億1,400万円を追加いたしまして、予算総額を300億6,400万円としております。

次に、補正予算書の13ページをお願いいたします。

中ほどの4款2項2目塵芥処理費の説明欄1番、災害廃棄物処理事業は、委託料として20億40万円の追加をしたものであります。これについては、議案質疑、一般質問でもお答えしたところでございますが、3月議会において承認をいただきました平成22年度補正予算(第4号)の瓦れき処理経費約10億円につきまして、その執行を凍結することとして、この専決予算においては事業費を20億40万円と見込みまして、財源については、国庫補助金を2分の1、災害対策債2分の1ということで計上させていただいております。

被災後、相当日数経過する中で被害状況が見えてきたこと、それから国において財政援助法が成立したこと等を背景として、この専決処分をさせていただいたところでございます。

その他、事業内容につきましては、本会議で補足説明申し上げておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長(島田和雄) 総務課長。

○総務課長(神原房雄) それでは、議案第9号につきまして、総務課の所管について補足説明を申し上げます。

18ページをお願いいたします。

一番上になりますが、庁舎等災害復旧費1,069万円でございます。これにつきましては、震災によります地震被害によりまして干潟支所、萬歳地区多目的センター、農業環境改善センターの施設の一部が使用できない状況となりましたので、必要な復旧工事を早期に行うために計上したものでございます。

次に、19ページをお願いします。

説明欄4番の防災施設災害復旧費5,077万8,000円でございます。15節工事請負費1,701万円も、震災によりまして被害を受けた海岸沿線にございます防災行政無線屋外子局6局につきましての復旧工事費でございます。

また、その次の18節備品購入費3,376万8,000円につきましては、同じく震災により全壊、大規模半壊となった家屋の防災行政無線の戸別受信機でございます。これにつきまして592個の購入費として3,196万8,000円、それと災害救助中に津波によりまして被害を受けた飯岡支所の車両購入費1台180万円ということになっております。

以上です。

○委員長（島田和雄） 市民生活課長。

○市民生活課長（齊藤 馨） それでは、議案第9号の市民生活課所管の事項につきまして補足説明を申し上げます。

補正予算書の13ページをお開きください。

2款1項10目地域振興費、説明欄1のコミュニティ育成事業でございますけれども、19節負担金補助及び交付金2,800万円につきましては、このたびの震災によりまして被害を受けました地区集会施設の建設並びに修繕に要する経費につきまして補助するものでございます。被災後、各地区の区長等からの要望や市職員の現地調査によりまして、早急に施設を建設、修繕することが必要であると認められました集会施設につきまして、旭市コミュニティ育成事業補助金交付要綱に基づきまして補助金を交付すべく計上したものでございます。

それでは、内訳といたしまして、損害が大規模で建て替えが必要な施設が2施設ございます。

まず、中谷里浜区の中谷里浜青年館、それと横根東浜区の横根東浜区民館。

次に、津波による床上浸水や地震により修繕が必要と認められる施設が、当初、予算の中では11施設ございました。しかし、その後、1地区から要望がございまして、現在、12施設ということになっております。施設名を申し上げます。川向コミュニティセンター、神宮寺浜区コミュニティセンター、井戸野浜集会所、小川西公民館、平松浜区民館、八軒町区民

館、広網町区民館、横根西浜区民館、後農村研修所、行内青年館、浜区民館、中1区集会所。

それと、補助金の支給基準でございますけれども、新たに建てるということになりますと、補助対象事業費、すなわち建て替えに要する費用の10分の6以内ということで、補助限度額は700万円でございます。

また、修繕に要する費用につきましては、20万円以上の補助対象事業費の2分の1以内ということで、補助限度額を200万円としております。

その中で、先ほど言いましたように、現地調査等によりまして、大体このぐらいの被害かなということで、建て替えの2施設については700万円掛ける2という形で1,400万円、修繕につきましては1,400万円ということで試算をいたしまして計上いたしました。

以上です。

○委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第11号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、議案第11号、東日本大震災の被災者に対する市民税等の減免の特例に関する条例について補足説明を申し上げます。

本案件については、本会議で各条文ごとの説明を行っておりますので、詳細な説明は割愛させていただきます。減免額等についてご説明をいたします。

第2条の市民税の減免額については、現在のところ、市県民税約5,900万円、このうち市民税約3,600万円、県民税約2,300万円を見込んでおります。

市民税については、人的被害があった方、住宅が全壊、大規模半壊、半壊の被害が遭った方を減免の対象としております。これらにつきましては、企画政策課被災者支援室が行いました調査等によりまして被害内容を把握しておりますので、原則として条例第4条第2項の規定によりまして、職権による減免といたします。

また、県民税については、地方税法第45条の規定によりまして、市民税を減免した場合には県民税につきましても同じ割合で減免されるということになります。

第3条の固定資産税については、約8,500万円の減免を見込んでおります。

それから、都市計画税につきましては、約630万円の減免を見込んでおります。

固定資産税、都市計画税については、課税する資産のうち住宅以外の被害については把握しておりませんので、申請によりまして調査を行いまして減免することといたしました。つきましては、固定資産税を課税する全世帯へ、土地・家屋の課税明細と減免申請の案内を5月に送付いたしまして、現在、減免申請の受け付けを行っているところでございます。

また、減免に当たっては、その被害状況の把握、周知期間等、減免申請期間の確保のため納期限を延長し、市民税にあつては第1期の納期限を7月末に、固定資産税にあつては8月末に延長いたしました。これに伴い、納税通知書につきましては、市民税は7月中旬に、固定資産税につきましては8月上旬に送付を予定しております。

また、これら減免いたしました市民税、固定資産税、都市計画税につきましては、起債の1つであります歳入欠陥債の発行が可能となりまして、75%につきましては普通交付税で、20%につきましては市町村の財政力により特別交付税で補てんされることになっております。

以上で説明を終わります。

○委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第11号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第11号の質疑を終わります。

続いて、議案第12号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、議案第12号、東日本大震災の被災者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例についてご説明を申し上げます。

本案件につきましても、議案第11号と同様、減免額についてご説明をいたします。

国民健康保険税の減免額につきましては、約5,800万円を見込んでおります。

国民健康保険税につきましても、市民税と同様に被害内容を把握しておりますので、原則として条例第4条第2項の規定によりまして、職権による減免といたします。

また、国民健康保険税の納期限につきましては、全納期限を1か月延長いたしまして、第1期の納期限を7月末といたしました。納税通知書につきましては、7月中旬に送付を予定しております。

また、国民健康保険税の減免に係る補てんにつきましては、国民健康保険災害臨時特例補助金で10分の8を、特別調整交付金で10分の2を全額補てんされるということでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第12号について、質疑がありましたら、お願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

続いて、議案第13号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、議案第13号、旭市税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案件につきましては、東日本大震災の発生に伴い、地方税法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、改正したものであります。

今回の改正は、附則に第22条、第23条、第24条の3条を加えるものであります。

初めに、附則第22条は、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例に関してでありまして、震災により受けた資産の損失額については、平成22年に生じた災害とみなして雑損控除を受けることができるとしたものであります。

附則第23条は、住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例についてであります。東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定によりまして、住宅借入金等特別控除の適用を受けていた住宅が東日本大震災により居住できなくなった場合においても、残りの期間、引き続き住宅借入金等特別控除を受けることとされていますが、この規定の適用に当たり、対応する箇所を読み替えて規定いたしますのでございます。

次に、附則第24条は、固定資産税の特例についてであります。住宅用地については、固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置により、原則として課税標準が3分の1に軽減されますが、東日本大震災により滅失、損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地については住宅用地とは言えないため、軽減措置が受けられないこととなりますが、地方税法附則第56条の特例措置により、平成24年度から平成33年度まで、当該土地を住宅用地とみなして軽減措置を受けられることとなります。第24条は、この措置に係る申告、申し出等についての規定でございます。

以上でございます。

○委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第13号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第13号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（島田和雄） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、平成23年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、市の区域内の字の区域及び名称の変更について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、専決処分の承認についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第9号は承認することに決しました。

議案第11号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（島田和雄） 賛成多数。

よって、議案第11号は承認することに決しました。

議案第12号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（島田和雄） 賛成多数。

よって、議案第12号は承認することに決しました。

議案第13号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(島田和雄) 全員賛成。

よって、議案第13号は承認することに決しました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(島田和雄) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長(島田和雄) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は、随時報告をしてください。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長(米本壽一) それでは、企画政策課からご説明申し上げます。

お配りしてございます「旭市復興計画策定方針」という資料をご覧いただきたいと思っております。

この件に関しましては、一般質問をいただきました多くの議員さんに回答した内容でございます。

1番には、復興の理念と目標が掲げてございます。

2番として、復興の基本方針です。これが4項目ございまして、たびたび市長のほうからご説明申し上げました。まず、(1)被災者の生活再建が最も大切だということから始まるわけであります。

そして、めくってもらいますと、3番に計画の位置づけと期間で、ここで5年とうたってございます。5年は軌道に乗せるための期間としてとらえておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

4番目は策定の体制です。(1)に、旭市復興計画検討委員会。有識者とか関係団体の代

表とかで構成する委員会を設置します。(2)に、旭市災害復旧復興本部。これは、計画を策定する機関ということであります。(3)に、市民に参加をいただきまして、いろいろな人の意見、被災者のための、被災地のための計画を作りたいという内容でございます。

5番目はスケジュールでありまして、現在、アンケート調査を実施しております。そういった状況でありまして、来年1月に計画策定というスケジュールでございます。

以上です。

○委員長（島田和雄） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、税務課のほうからご報告いたします。

お手元にお配りしております「平成23年度市税当初課税調定額比較表（現年分）」という資料のほうをよろしく願います。

平成23年度の当初課税事務が終了いたしましたので、主な税目の現年課税分の調定額をご報告いたします。

なお、法人市民税、国有資産等所在市交付金、市たばこ税、入湯税につきましては、月ごとの調定となりますので、当初の予算額をそのまま計上しております。

個人市民税につきましては、27億1,683万8,000円で、対前年度比1.1%、2,973万1,000円の減となりました。

固定資産税につきましては、30億261万円で、対前年度比1.1%、3,191万5,000円の増となりました。内訳としましては、土地が8億3,459万7,000円で、対前年度比0.3%、280万9,000円の減、家屋が16億8,288万7,000円で、対前年度比1.9%、3,234万4,000円の増、償却資産が4億8,512万6,000円で、対前年度比0.5%、238万円の増でございます。

それから、軽自動車税につきましては、1億4,329万8,000円で、対前年度比1.2%、177万円の増となっております。

それから、都市計画税につきましては、2億5,565万円で、対前年度比0.8%、209万6,000円の増となりました。

市税全体の6月1日現在の調定額合計でありますけれども、69億2,026万1,000円で、対前年度比0.3%、1,864万8,000円の減でございます。

続きまして、下段の表でございますけれども、国民健康保険税の当初現年課税分の調定額をご報告いたします。

国民健康保険税は、25億4,035万5,000円で、対前年度比1.1%、2,909万8,000円の減となりました。内訳としましては、医療給付費分が17億5,516万5,000円で、対前年度比1.0%、

1,816万2,000円の減、後期高齢者医療支援金分が5億3,223万8,000円で、対前年度比1.7%、915万7,000円の減で、介護納付金分が2億5,295万2,000円で、対前年度比0.7%、177万9,000円の減でございます。

以上で報告を終わります。

○委員長（島田和雄） それでは、所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特になさうございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（島田和雄） それでは、以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時47分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 島田和雄